

## 2023年度版『民法教材』補足資料

令和4年12月10日に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行されることに伴い、民法教材に補足・修正が必要となっております。

### ■令和6年4月1日改正民法施行に伴う民法テキスト(01-MP25)の修正箇所<P553>

現行	修正後
<p>(イ) 推定されない嫡出子</p> <p>(a) 意義</p> <p>婚姻関係にある男女間に生まれた子であるが、婚姻成立後200日以内に生まれたために嫡出の推定が及ばない子を、<u>推定されない嫡出子</u>という。もっとも、婚姻届がなされる前に内縁関係が先行している場合は、夫の子である可能性が高い。そこで、判例は、<u>内縁中に懷胎し、適法に婚姻した後に出生した子は、婚姻届出と出生との間に200日の期間がなくても、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得するとした</u>（大判昭15.1.23）。</p> <p>(b) 父子関係の否認</p> <p>推定されない嫡出子との父子関係を否定するには、<u>親子関係不存在確認の訴え</u>による。この訴えは、いつまでも、また、確認の利益があれば誰からでも提起することができる（大判昭15.9.20）。もっとも、<u>戸籍上の父母とその嫡出子として戸籍に記載されている子（実際は他人の子）との間の事実上の親子関係が55年間も継続している場合において、父母の実子が親子関係不存在確認の請求をすることは、権利の濫用にあたり許されない</u>（最判平18.7.7）。</p>	<p>(イ) 推定されない嫡出子</p> <p>(a) 意義</p> <p>これまで、婚姻関係にある男女間に生まれた子であるが、婚姻成立後200日以内に生まれたために嫡出の推定が及ばない子は、<u>推定されない嫡出子</u>と呼ばれていた。もっとも、判例は、婚姻届がなされる前に内縁関係が先行している場合は、夫の子である可能性が高いことから、内縁中に懷胎し、適法に婚姻した後に出生した子は、婚姻届出と出生との間に200日の期間がなくても、出生と同時に当然に嫡出子たる身分を取得するとしていた（大判昭15.1.23）。</p> <p>改正法（令和6年4月1日施行）では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。<u>女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。</u>」（772条1項）とされ、妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなった。</p> <p>(b) 父子関係の否認</p> <p>これまで、判例は、推定されない嫡出子との父子関係を否定するには、<u>親子関係不存在確認の訴え</u>によることとしていた。この訴えは、いつまでも、また、確認の利益があれば誰からでも提起することができるとされていた（大判昭15.9.20）。改正法（令和6年4月1日施行）の下では、父子関係を争う方法は、親子関係不存在確認の訴えではなく、<u>嫡出否認の訴え</u>（774条）によることとなる。なお、<u>戸籍上の父母とその嫡出子として戸籍に記載されている子（実際は他人の子）との間の事実上の親子関係が55年間も継続している場合において、父母の実子が親子関係不存在確認の請求をすることは、権利の濫用にあたり許されないとする判例がある</u>（最判平18.7.7）。</p>